



Title	第四報告 アメリカにおける裁判外の紛争処理
Author(s)	野村, 美明
Citation	北大法学論集, 42(4), 107-122
Issue Date	1992-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16842
Type	bulletin (article)
File Information	42(4)_p107-122.pdf



[Instructions for use](#)

アメリカにおける裁判外の紛争処理

野村美明

はじめに

本稿は、一九九〇年度法学会シンポジウムの講演要旨である。シンポジウムの際に示された会員諸氏の貴重な御意見およびその後の進展、特にアメリカ社会の訴訟化傾向に関する論争の一層の広がりを考慮して、不十分ながら「注」および「あとがき」をつけ加えている。

一 アメリカにおけるADR運動の背景

アメリカは訴訟社会だといわれる。⁽¹⁾日本でも、アメリカで多発する訴訟に悩まされている企業は数えきれない。日本国内にいても、いわゆるロング・アーム法という州の裁判管轄を広く認める法律によってアメリカの法廷に引き出されるから、決して安心できない。最近では、『訴訟社会アメリカ』というような書物が新書として出版されるほど、日本でもこの問題に対する一般的な関心が高くなっている。⁽²⁾

一九七〇年代の半ばから、アメリカの学者や各界のオピニオン・リーダー達は、「法的爆発」や「裁判所の危機」というキャッチフレーズで、訴訟のコストの増大と遅延が、市民の正義へのアクセスを妨げていることを指摘し始めた。⁽³⁾このような背景から、伝統的な勝ち負けをはっきりさせる当事者対立的なプロセスよりも、参加的、協力的問題解決方法が個人にとっても、社会にとっても望ましいものだという見方が有力になっていった。アメリカにおける「Alternative Dispute Resolution」すなわち「裁判に代わる紛争処理」(以下「ADR」という)に対する関心の高まりは、訴訟の増加により裁判の機能不全が生じているという認識と密接に結びついていたのである。⁽⁴⁾

注

(1) アメリカ合衆国では、もともと一般的に政治や企業生活において法的処理を優先する傾向が強く、この意味ではアメリカ社会には相当以前からリーガリズムの伝統があったと思われる。一方、法的処理の行き過ぎが訴訟の増大に起因する社会的デメリットと結び付けられて批判されるようになるのは一九七〇年代のことである。

もつとも、(2)西ドイツもかねてから訴訟社会であるといわれており、イギリスでも一九七五年から一九八九年までの間にビジネス関連訴訟が爆発的に増加したことが報告されているから、社会の訴訟化度の単純な国際的比較はできない。しかし、不法行為関連訴訟について事件類型ごとに英米比較をしたイギリスのアティアによる研究は、少なくともこの分野にお

けるアメリカでの訴訟の激化を裏付けるものである。P. S. Atiyah, *Tort Law and the Alternatives: Some Anglo-American Comparisons*, 1987 *Duke Law Journal* 1002.

(2) 長谷川俊明『訴訟社会アメリカ』(一九八八)参照。

(3) 学者のものは' J. H. Barton, *Behind the Legal Explosion*, 27 *STANFORD LAW REVIEW* 567 (1975), B. Manning, *Hyperlexis: Our National Disease*, 71 *NORTHWESTERN UNIVERSITY LAW REVIEW* 767 (1977) など。また、当時の合衆国最高裁判官バーカーによる' W. E. Burger, *Isn't There a Better Way?*, 68 *AMERICAN BAR ASSOCIATION JOURNAL* 274 (1982), および当時のハーヴァード大学学長ボークによる' D. Bok, *Law and Its Discontents: A Critical Look at Our Legal System*, 38 *The Record, Association of the Bar of the City of New York* 12-13, Jan. -Feb., 1983, reprinted in L. KANOWITZ, *CASES AND MATERIALS ON ALTERNATIVE DISPUTE RESOLUTION*, 33-36 (1985)参照。

(4) 一九七六年には「司法運営に対する一般的不満の原因に関する会議」⁽¹⁾「ワシントン会議」⁽²⁾が合衆国司法会議、州最高裁判官会議およびアメリカ法曹協会の共催で催され、ADRがテーマの一つとして取り上げられた。See W. E. Burger, *Agenda for 2000 A. D. - A Need for Systematic Anticipation*, 70 *F. R. D.* 83; See also F. Sander, *Varieties of Dispute Processing*, 70 *F. R. D.* 111. また、櫻村志郎「アメリカ合衆国における民事紛争解決のための課題」自由と正義四一巻四号五四頁(一九九〇)参照。

二 主要なADRの方法と特徴

(1) アメリカでADRの方法の代表として挙げられるのは、「第一に仲裁(arbitration)」、第二に調停(mediation)」、第三に交渉(negotiation)であり、それらはつぎの点で裁判による紛争処理と比較される。①参加は自主的なものか、②紛争当事者が行うか、それとも弁護士に代理させるか、③決定が紛争当事者によってなされるか、それとも第三者によるか、④利用される手続きがフォーメアルか、またはインフォーメアルか、⑤決定のための根拠が法律か、それともそれ以外の基準か、⑥決定された結果を強制的に執行できるかどうか。⁽³⁾

裁判とまったくかけ離れた特徴を有するのが交渉である。交渉には当然のことながら多様な形態があるが、交渉による紛争処理の基本型は次のような特徴を有するといつてもよい。参加は自主的であり、紛争当事者同士で交渉が進められ、最終決定は紛争当事者によって行われる。決定に至る手続きはインフォーマルであり、決定は法律以外の基準に基づいてなされ、その決定内容は当事者の任意の履行に委ねられる。

調停は、基本的には、公平な第三者が、当事者間の自主的な問題解決を促進するために、解決案の提示をする等の助力をすることをいう。日本では調停という家事調停に代表される裁判所付設の調停のイメージが強いが、アメリカでは各地に多数所在する近隣ジャスティス・センターのような地域的な紛争処理機関が裁判所とは一応独立して行う“mediation”も盛んである。したがって、手続きのフォーマル度や第三者の関与の積極性という点からみると、“mediation”は一般的には日本の調停と斡旋の両方を含んだ概念といえる。⁽⁶⁾

仲裁、調停および交渉のうちで、仲裁が裁判に最も近い特質を備えている。このことは、仲裁が私設法廷といわれることからもうかがわれる。他の西欧諸国と同様、アメリカでも仲裁が国家裁判所の裁判に代わる紛争処理方法すなわちADRの基本型である。日本では仲裁はおそらく最も不人気な方法であり（さらに、民事訴訟法の仲裁に関する規定もドイツからの輸入品であった）、仲裁の研究も、内在的な必要性からというよりも、国際的な仲裁ブームに呼応して推進されてきた感が強い。⁽⁷⁾

以上のような仲裁、調停および交渉の方法と、裁判で用いられる方法が様々な組み合わせられて、レント・ジャッジ（プライベート・ジャッジング）（裁判所が、継続中の訴訟を当事者の選択した第三者―多くは有能な元裁判官―に付託する方法）やミニ・トリアル（企業間紛争でよく用いられる方法で、裁判官などの公平な第三者の指揮のもとで、簡易な手続により当事者双方が主張を出し合い、その後には和解放渉を行うもの）などの方法が生み出されている。

(2) ADRの方法は、連邦または各州の裁判所においても利用されている。伝統的に用いられてきた和解の方法のほか、調停あるいは仲裁による処理方法を積極的に取り入れる裁判所もでてきている。⁽⁸⁾ 一九七六年以降急速に発展したADRの制度として、「近隣ジャスティス・センター」がある。この種類の組織は全米に多数存在し、各地域によって名称、形態も様々である。一般的には、裁判所から組織的に独立し、裁判所や警察、検察官から事件の送付を受けるといふかたちをとることが多い。⁽¹⁰⁾

伝統的なADRの代表である仲裁の分野では、AAAという略称で知られるアメリカ仲裁協会 (American Arbitration Association) が有名である。一九二六年に設立されたAAAは、商事、労働、交通事故仲裁から国際商事事件までを扱う大規模な全国的組織となっている。AAAは既に一九七五年に三万七五〇〇件の各種事件を処理していた。⁽¹¹⁾

AAAは、富士通とIBMの特許紛争を解決した(という全面広告を全紙に掲載した)ことで、日本でも一躍有名になった。アメリカその他の西欧諸国では(たとえばフランスに本部のあるICC(国際商業会議所)やロンドン仲裁裁判所のように)有名な仲裁機関が競いあっており、このかげには、大きな仲裁事件を手がけることは仲裁人に対する膨大な手数料を約束するだけではなく、仲裁関係人のおとす利益によって実際に仲裁が行われる地域も大いに潤うという事情があるのである。「東京仲裁」を発展させることは一筋縄ではいかない理由がここにもあるといえそうである。

注

(5) See Report of the ad hoc Panel on Dispute Resolution and Public Policy, prepared by the National Institute for Dispute Resolution, October 1983, reprinted in KANOWITZ, *supra* note 3 at 3-30, 5-6 (1985).

(6) シンポジウムの質疑のなかで、“mediation”と“conciliator”を区別するかが話題になった。厳密には“mediation”は

- “conciliator”よりもフォーマルで第三者の関与も積極的なものを指すことされるので、“conciliator”が日本の斡旋に当たると思われるが、現在では互換性のある概念とされる。労働調停に関して J. S. MURRAY, A. S. RAU & E. F. SHERMAN, PROCESSES OF DISPUTE RESOLUTION: THE ROLE OF LAWYERS 308-309 (1989) 参照。一般的には、吉村徳重「裁判外紛争処理の動向とその分析」法政研究五一巻三二四合併号七一頁以下、七一八頁(昭和六〇年)参照。
- (7) 一般的に、Y. Nomura, *Some Aspects of the Use of Commercial Arbitration by Japanese Corporations*, in Yasaki ed., *East and West Legal Philosophies in Japan*, Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie (ARSP), Beiheft Nr. 30 参照。
- (8) 裁判所におけるADRについては、Special Issue: *ADR in the Courts*, ALTERNATIVES, Vol. 9, No. 7 (1991) を参照。この特集記事は、一九九〇年民事裁判改革法の制定により、裁判所におけるADRが改めて注目されるようになったことに対応している。最近の動向については、本稿「あとがき」参照。
- (9) 一九七六年のいわゆる「パウンド会議」がきっかけとなった。前掲注(4)参照。
- (10) アメリカ法曹協会の調査によれば、地域的なADRによる紛争処理機関の数は一九八〇年には一〇〇程度であったが、一九九〇年には四〇〇を超すようになった。American Bar Association, *Dispute Resolution Program 1990 Directory* による。もっともこの中にはコロンビア特別区の上位裁判所のマルチ・ドアー(多角的な)紛争処理センターのように、裁判所付置機関としての性格の強いものも含まれている。最近の傾向として、資金援助と事件送付の両面で裁判所との結びつきを強め、組織としての独立性を放棄するセンターが増加している。これらのセンターで用いられるADRの方法としては調停が圧倒的に多い。See W. R. Drake & M. K. Lewis, *Community Justice Centers — A Lasting Innovations*, DISPUTE RESOLUTION FORUM, December 1988, at 3. 別の傾向として、前掲Directoryは、センターの八〇パーセント以上が人口一〇万人以上の地域に集中していることを指摘している。
- (11) 小島武司「アメリカにおける仲裁—法的構造とその示唆するもの」法律時報五四巻八号三四頁以下(一九八二)参照。ちなみに、J. S. MURRAY, A. A. RAU & E. F. SHERMAN 前掲注(6)四一三—四一四頁によれば、一九八七年には五万三千件の事件が付託され、そのうち商事事件が一万二千件以上、労働事件が一万九千件以上を占めている。商事事件のための仲裁人名簿には五万人以上が登録されている。

三 裁判による紛争解決のデメリットとADRの評価

裁判による紛争解決方法に対する批判は、ADRに対する評価につながっている。主な批判としてはつぎのものが挙げられる。⁽¹²⁾ 第一に、コストと遅延に関するものとして、①訴訟は手続きにかかるコストが高い、②訴訟は紛争のタイムリーな解決とならない、③訴訟の遅延はコストをさらに高くする。第二に、アクセスに関して、①手続きが複雑で理解しにくい、②高い代理人に依頼する必要がある、③知識の差、およびコスト・遅延の負担力の差によって当事者間に不平等ができる。第三に、法廷としての適格性に関して、①裁判所は紛争の対象である問題についての専門性に欠ける場合がある、②裁判所は、当事者間の真の争点を変質させてあまいまいにしてしまう恐れがある、③紛争の「根」に対応する救済が工夫できない、④対立的雰囲気当事者を引き離し、最善の解決へ至る努力を阻害する。第四に、より広い問題として、①対立構造が、当事者の継続的関係を破壊する、②本来予防的、総合的問題解決のために使われるべきエネルギーが、裁判所の判断ができることによって、将来の新たな対決に備える準備に振り向けられる。

裁判、仲裁、調停、交渉等の方法のメリットおよびデメリットを考慮すると、裁判を含めた紛争処理方法一般は、つぎのような基準をみたすべきであるといわれる。⁽¹³⁾ ①当事者にとつてアクセスしやすいものであること。②当事者の権利を保護するものであること。③コスト的および時間的に効率がよいこと。④当事者にとつても、紛争の性質からみても、また社会全体の正義感に照らしても、fairでjustなものであること。⑤判断の終局性と強制可能性が担保されていること。⑥制度としての正統性をそなえていること。⑦規範形成を通じて社会の正義観が生かされることで、紛争の予防および違反の抑止的効果を有すること。

注

(12) See Report, *supra* note 3 at 23-24.(13) See Report, *supra* note 3 at 13-14.

四 連邦最高裁にみる訴訟の相対化傾向

A D R に対する全国的な関心の高まりの一方で、合衆国最高裁判所の最近のいくつかの判決は、最高裁が、連邦裁判所の混雑回避と紛争処理方法の多元化のための政策を推進したことをうかがわせる。たとえば、一九八五年の三菱自動車事件は、反トラスト法上の争点をも契約中の仲裁条項に従い仲裁裁判所（日本国際商事仲裁協会）ただし英語名はその設立時の事情から、“Japan Commercial Arbitration Association” になっており、「国際」がない。）に判断させることを許容したとして波紋を投げかけている。⁽¹⁴⁾ 仲裁については、三菱自動車事件のような国際契約に関するものに限らず、純粹に国内的な事件についても仲裁合意の効力を認める判決が相次いでいる。すなわち、特定の制定法上の権利に関する争いについても、仲裁を認めないという議会の意図が明らかにならない限り、仲裁合意を有効視するというものである。⁽¹⁵⁾ さらに、正式の事実審理によらない判決、いわゆるサマリー・ジャッジメントを容易にするような法理も形成されつつある。⁽¹⁶⁾

注

(14) See *Mitsubishi Motors Corporation v. Soler Chrysler-Plymouth, Inc.*, 473 U. S. 614, 105 S. Ct. 3346 (1985). 本件の背景と他分野における動向については、高桑昭「最近の判例」アメリカ法 [1986-2] 五一〇頁、五一三頁以下参照。

(15) 証券投資のための標準的カスタマー・アグリーメント中の仲裁条項の有効性を認め、投資家からの証券法等に基づく請求

を封じた Rodriguez de Quijas v. Shearson/American Express, Inc., 109 S. Ct. 1917 (1989) は、証券法上認められた権利に関する仲裁合意は無効とした Wilko v. Swan, 346 U. S. 427 (1953) を廃棄することを明確に判示した。

この他に、証券取引所法一〇条 (b) および「事業への犯罪組織等の浸透の取締に関する法律」¹⁷ いわゆる RICO 法上の請求に関するものとして Shearson/American Express, Inc. v. McMahon, 482 U. S. 218, 107 S. Ct. 2332 (1987)「雇用者年齢差別禁止法 (Age Discrimination in Employment Act) 29 U.S.C. § 6212 Gilmer v. Interstate/Johnson Lane Corp., 111 S. Ct. 1647 (1991) 参照。

(16) アスベスト訴訟の被告がサマリー・ジャッジメントを申し立てた事件で、最高裁は、申立て当事者は、申し立てられた当事者が立証責任を負担すべき重要な事実について十分な立証をしない場合は、それ以上の事実審理を経ることなく法律問題についての勝訴判決を受けることができると判示した。See Celotex Corp. v. Catrett, 477 U. S. 317, 106 S. Ct. 2548, 2552 (1986)。この判決の中で最高裁は、訴答手続きが簡易化された現在では、サマリー・ジャッジメントの申立てが、事実的裏付けを欠いた請求や防御方法をチェックするという機能を果たしていると評価している。そして、サマリー・ジャッジメントを規定した連邦民訴規則五六条は、陪審審査を求める者の権利だけではなく、それらの請求や防御方法が事実的基礎を欠いていると主張する者の権利にもしかるべき考慮を払って解釈されるべきであるという指針を示しているのは、先に訴える者が法的にもコスト的にも有利になるという最近のアメリカ法の傾向に対して警鐘を鳴らしたものとして注目される。See 477 U. S. 317, 327, 106 S. Ct. 2548, 2555。

五 ADRを支えるもの一人、技術、理論、教育

アメリカでのADRを理解するためには、一で述べたような社会的背景とともに、それを支える人の問題、およびさまざまな技術、理論的背景にも目を向ける必要がある。アメリカのADRのもっとも強力な担い手は、法律家、なかでも弁護士である。その教育訓練制度の中心的な存在であるロー・スクールでは、最近、伝統的な裁判・弁護士実務教育に加えて、ADRの教育研究が盛んに行われるようになった¹⁷⁾。

筆者も一九八五年に、ハーヴァード大学ロー・スクールでのネゴシエーション・ワークショップに参加したが、従来の当事者敵対型の交渉方法に代わって、当事者は共通の問題の解決者であるとする「原則立脚型」アプローチが終始強調された¹⁸。「原則立脚型アプローチ」については、スタッフの一人であるフィッツシャー教授とユーリー教授による書物にまとめられている¹⁹。「原則立脚型アプローチ」に対しては、現実離れしているという批判も強いが、これに対してフィッツシャーは、よりよい交渉方法によって現実を変えるべきだと主張する²⁰。フィッツシャー、ユーリーともに、かつてのソビエト連邦と合衆国間の危機管理のための交渉に携わった経験を持っているが、今から振り返るとフィッツシャーの右の主張も大いにうなずけるものがある²¹。

ハーヴァード・ロー・スクールでは、ビジネスマンや法律実務家向けにもこのようなワークショップを恒常的に開催しており、また他大学との協同方式による「プログラム・オン・ネゴシエーション」という組織が、交渉に関する研究・教育および広報活動にあたっている²²。

ここで忘れてならないのは、新しいADR教育は、訴訟をモデルとしたこれまでの伝統的実務教育に替わるものではなく、それと併存して行われているという事実である。さらに、ADR教育はしばしば法律家、特に現在または将来の弁護士を対象としており、ADRの担い手も圧倒的に弁護士であることが多いのである。

注

- (17) 国家間の紛争、衝突処理をも含んだ紛争処理教育にかんする最近の調査によれば、アメリカにおける大学の専門分野別にみた紛争処理関係の講義・セミナーの実施状況は、法律関係で一三八コース（二六・四パーセント）、政治関係で一二六コース（二五・〇パーセント）、社会・人類学関係で九八コース（二一・六パーセント）、ビジネス・コマース関係で九四コース

(11)「ニバーセント」となり、これらの分野だけで全体の半分以上を占めている。See DISPUTE RESOLUTION FORUM, April 1986, at 4.

(18) ワークショップ参加者には守秘義務が課されたため、用いられた模擬ケースの詳細は明らかにできなかったが、このワークショップの概要については次の研究ノートを参照。野村美明「訴訟社会と交渉技術—ハーヴァード大学における実戦教育について」*阪大法学一四〇号*二三五頁以下（昭和六一年）。

(19) See R. FISHER & W. URY, GETTING TO YES (1981). 日本語版は、金山宣夫、浅井和子訳『ハーバード交渉術』（一九八二）参照。この書物は日本でもベストセラーとなったが、アメリカにおいては、これによって交渉に対する社会的評価が格段に高まったとされる。DISPUTE RESOLUTION FORUM, May 1987の特集“Getting to Yes, Six Years Later”を参照。

“GETTING TO YES”に対するこれまでの批判に対して、著者達は、これを取り入れた一九九一年の第二版の他、次に掲げる書物に応接している。See R. FISHER & SCOTT BROWN, GETTING TOGETHER: BUILDING RELATIONSHIPS AS WE NEGOTIATE (1988); W. URY, GETTING PAST NO NEGOTIATING WITH DIFFICULT PEOPLE (1991).

(20) 野村、前掲注（18）二四三—二四五頁参照。

(21) DISPUTE RESOLUTION FORUM, May 1987の五一—六頁、フィッシャー、ユーリーに対するインタビュー参照。

(22) NEGOTIATION NEWSLETTER (Program on Negotiation at Harvard Law School), January 1989によらる。

六 法律社会とADR—まともにかえて

以上見てきたように、アメリカにおけるADRは、最近の訴訟の異常な増加現象とそれに伴う裁判制度の機能不全に対する解決策として新たな脚光を浴びてきたといえる。しかし、このような傾向の中で見失ってはならないのは、アメリカにおけるADRのあり方そのものが、ロー・スクールにおける実務教育の重視や、弁護士の社会的勢力の強さ、そして社会の一応のモデルあるいは建て前となっているリーガリズムと原則志向、手続志向の考え方に大きく規定されているという事実である。アメリカでは法律家志望の学生だけではなく、高校、大学で法廷弁論術 (forensics) の訓練が

盛んで、当事者対立型の討論、いわゆるディベートが、教育の場だけではなく、社会的にも必要なものとして広く受け入れられている事情も、このような社会の建て前を持続させるのに貢献しているといえよう。⁽²³⁾ アメリカのADRの理念と方法を、「話し合い」の社会、または談合社会ともいえる日本で参考とする際には、このような日米のいわば対照的事情を考慮にいれた多角的な検討が必要であろう。⁽²⁴⁾

注

(23) 社会におけるディベートの機能と効用について、一般向けに日米比較論を展開したものとして、野村美明「*ワ*和の社会とディベート」経済広報センターだより一九九一年七月号二〇頁以下、八月号二〇頁以下、九月号一八頁以下がある。

(24) たとえば、「訴訟—仲裁—調停—交渉」という二でみた図式は、日本の紛争解決方法を分析するときにも用いられるが、これらの方法相互の連続関係は、日米間ではその色調、「スペクトラム」をずいぶん異にする。日本における各種調査によれば、紛争解決方法としてもっとも好ましいとされるのは、当事者同士の友好的な「話し合い」なのであるが、この場合の「話し合い」は、多くの場合弁護士中心のアメリカ型「ネゴシエーション」よりもはるかにインフォーマルな紛争解決「方法」として位置づけられる。そうだとすれば、「ネゴシエーション—交渉—話し合い」の関係およびこれらと「訴訟」の関係をどうとらえるべきかも検討されるべきだということになる。Nonura 前掲注(7) 六三頁参照。

あとがき

しばしば「訴訟爆発」と表現される合衆国における最近の訴訟の激増と乱訴傾向は、「コストと遅延」の増大にみられるような裁判制度の機能不全を急速に助長した。一九九〇年以降、このような事態を改善するための重要な対策が相次

いで明らかにされたので、以上の講演内容を補う意味で、これらの動向を最後に概観しておきたい。

一九九〇年一二月には、民事裁判におけるコストと遅延の問題に対処するために、合衆国議会が「一九九〇年民事裁判改革法」(Civil Justice Reform Act of 1990) および「一九九〇年連邦裁判官増員法」(Federal Judgeship Act of 1990) 等を包括的に含む「一九九〇年司法改革法」(Judicial Improvements Act of 1990) を制定した。⁽²⁵⁾

「一九九〇年民事裁判改革法」(以下「裁判改革法」)は、裁判所の権限を侵すという合衆国司法会議の抵抗にもかかわらず、⁽²⁶⁾連邦裁判所に効果的な訴訟運営による費用・遅延減少プログラムを実施させることを主眼として制定された。連邦裁判所はこれによって、当該地区の弁護士および各分野の主要な依頼人の代表者を含むアドヴァイザーを選任し(裁判改革法一〇三条(28 U. S. C. § 478))、この助言を受けて「民事裁判に関する費用及び遅延減少計画」(Civil Justice Expense and Delay Reduction Plan) を今後四年以内に実施しなければならなくなった(裁判改革法一〇三条 §§ 471—472)。

議会によれば、適切な事件においてADRを利用することが、費用と遅延を少なくするための訴訟運営に不可欠であるという(裁判改革法一〇二条)⁽²⁷⁾。これを受けて裁判改革法一〇三条(28 U. S. C. § 473)が、合衆国地方裁判所は前述の「計画」条項の策定において、ディスカヴァリー(開示手続)に対する様々な制限、事後的、法的争点の明確化と並んで、「適切な事件を次に掲げる代替的紛争処理プログラムに付託する権限」について「検討しなければならず、かつ、「これら」を「含ませることができ」と規定する。そして、そのようなADRプログラムとして、「(A) 裁判所によってすでに指定されたもの、(B) 調停、ミニ・トライアル及びサマリー陪審審理を含む、裁判所が提供することができるもの」を挙げている。⁽²⁸⁾

一九九〇年には、以上の他にADRに関する注目すべき法律が二つ成立している。第一に、「行政紛争処理法」がある。⁽²⁹⁾

この法律は、連邦の行政機関に「迅速かつインフォーマルな紛争処理」のためのADRの方法を用いる権限を与え、これを奨励するという意図で制定されたものである。⁽³⁰⁾第二に、行政機関が規則を制定するにあたって、対立的(adversarial)な制定過程よりも参加的でよりインフォーマルな過程を奨励・促進することで、規則の執行を容易にし、規則をめぐる訴訟を減少させようという、「一九九〇年の交渉による規則制定法」(Negotiated Rulemaking Act of 1990)がある。⁽³¹⁾

次に行政府にも注目すべき動きがある。一九九一年、大統領の諮問機関である競争力委員会の民事裁判改革部会は、五〇項目からなる「民事裁判改革案」を公表した。この第一項目は、ADRの自主的利用を促進することおよび多角的な紛争処理方法を備えた裁判所(multidoor courthouse)をつくることであつた。その他の項目としては、ディスカヴァリーの制限(項目六から一四)、懲罰的損害賠償の制限(項目二五から二九)、敗訴当事者が訴訟費用を負担する原則の採用(項目三六)、立法技術の向上、および訴訟防止のための行政府による法案チェック(項目五〇)等が含まれていた。委員長のクエール副大統領は、アメリカ法曹協会の全国大会でこの改革案を基礎として、民事裁判制度の機能不全がアメリカの国際的競争力を阻害しているという趣旨の講演を行ったが、その中に「弁護士叩き」とられる発言があつたこともあり、その後全国的なデイベートを引き起こすこととなつた。⁽³²⁾

ブッシュ大統領は、一〇月二五日、先の改革案を政府レベルで実施し、「民間セクター及び各州における訴訟実務に関する同様の改革のためのモデルを提供するために」、行政命令を発した。⁽³³⁾さらに、一九九二年二月、政府は、右改革案に沿った連邦裁判制度の改革を実現するため、合衆国法典第二八編の改正を中心とした「一九九二年のジャスティスへのアクセス法」(Access to Justice Act of 1992)の法案を議会に提出している。⁽³⁴⁾右の行政命令が行政機関の法律家を含む行政実務においてどのように具体化されるか、そして裁判改革に関する政府の政策が民間および州レベルにどのような影響を与えるか、アクセス法案の成立を含め、今後の動向が注目されるところである。⁽³⁵⁾

注

- (25) Public Law No.101-650, 104 Stat. 5089. これによつて合衆国法典タイトル二八の該当箇所が改正された。
- (26) See SENATE REPORT No.101-416, Aug. 3, 1990, at 9, reprinted in 1990 United States Code Congressional and Administrative News 6802, 6811.
- (27) 裁判改革法一〇二条は、効率的訴訟運営のための次の四原則を示す。①事件の性質に適合した処理、②訴訟の早期段階での裁判官の関与、③正式事実審理前の段階における裁判官と弁護士との恒常的コミュニケーション、④適切な事件におけるADRの利用。
- (28) See 28 U. S. C. § 473(a)(6). ミニ・トライアルについては二(一)参照。サマリー陪審審理は、和解を容易にするという目的のために、当初連邦地裁のランブロス裁判官により考案された方法である。これは、裁判所によって多様な形をとるが、一般的には次のようなものとされる。その評決に拘束力はなく、簡易な手続きにより公開法廷で進められる。代理人だけではなく当事者本人の参加が要求され、審理においては双方の主張が圧縮された形で提出される。審理は一日程度で終了す。 See SENATE REPORT No.101-416, Aug. 3, 1990 at 28, reprinted in 1990 United States Code Congressional and Administrative News 6802, 6831.
- (29) Administrative Dispute Resolution Act, Public Law 101-552, 104 Stat. 2736.
- (30) See SENATE REPORT No.101-543, Oct. 19, 1990 at 1, reprinted in 1990 United States Code Congressional and Administrative News 3931.
- (31) Public Law No.101-648, 104 Stat. 4969.
- (32) テキサス州の「地方紙」である Austin American-Statesman が、二日にわたつて「民事裁判改革案」およびクエール副大統領の講演全文と弁護士、大学教授等によるディベートを掲載したほどである。本文の記述は、同紙一九九一年九月五日号に掲載された右改革案と講演のテキストによる。なお、改革案の全文は A Report from the President's Council on Competitiveness, Agenda for Civil Justice Reform in America (U. S. Government Printing Office, 1991) 一一頁以下に収められている。この改革案については、法務大臣官房司法法制調査部参事官室「紹介・経済競争力に関する大統領審議会の報告書・米国の民事司法制度改革に関する提案事項」判タ七七三三三八頁。今回のディベートでは、政府案が現在の裁判制

度によって生じているアメリカ企業の「競争力」低下を問題とし、さらに「依頼者の利益よりも自らの営利のために必要以上に訴訟をする、もうけ主義の弁護士」に対する一般大衆の不信を背景に主張されているのに対し、弁護士側は、特に消費者保護の観点から、大企業の利益中心に作成された共和党政府案に反対するという構図がみられる。

(33) Executive Order No.12778, 56 Federal Register 55195 (1991).

(34) 102nd Congress, 1992 H. R. 4155; 1992 S. 2180.

(35) 民事裁判改革派に格好の攻撃防御方法を提供する『訴訟爆発』と題する書物がタイミングよく出版され、デイハートをなぞる興味深いものにして39. W. K. OLSON, 'THE LITIGATION EXPLOSION: WHAT HAPPENED WHEN AMERICA UNLEASHED THE LAWSUIT' (1991). この書物は、アメリカにおける訴訟爆発の原因を、歴史、法理論、および法律実務を中心に、証拠法、手続法から不法行為法等の実体法上の概念および最新の判例に至るまで多数引用しながら説明していくという、読みごたえのある力作である。この本は最後に次のように締めくくっている。訴訟の引き起こす害悪に対して、われわれが社会全体として立ち向かう意志があれば、「訴訟を再び例外的な存在、最後の砦、われわれの平凡な生活の端に置かれた必要悪とすることができるであろう。」

「注」および「あとがき」の部分の資料収集には、日米友好基金 (Grant No. 91-45) およびテキサス大学法学図書館の援助を受けた。